

2026年8月1日（日） 日本学術会議主催学術フォーラム「**社会と学術界におけるジェンダー平等・公正**—男女共同参画基本計画の実装とジェンダー主流化」

第Ⅰ部：現状と問題提起

問題提起 2

「ジェンダーに基づく差別・暴力の現状 （提言3 関係）」

1

第一部会員・大阪大学法学研究科

島岡 まな

ジェンダーに基づく暴力

2

性暴力・性犯罪：2023年刑法の性犯罪規定改正

不同意性交等罪

相手の同意がない性的な行為を
処罰する罪です。

対象となる行為

暴行・脅迫、心身の障害、アルコール・薬物の影響、
恐怖・驚愕などによって、相手の同意を得ないで
性交、肛門性交、口腔性交をする行為



処罰の内容(例)

- ・5年以上の有期徒刑(※)
- (致傷・重傷の場合は
より重い刑)



※令和5年7月の刑法改正により「強姦・強制」から
「不同意性交等罪」に変更されました。

面会要求等罪 (グルーミングの処罰)

子どもに対して性的な目的で接近し、
面会を要求する行為などを処罰する罪です。

対象となる行為

- ・SNSやメッセージアプリなどで子どもに接触し、
性的な目的でやり取りをする行為
- ・そのうえで、実際に会うこと(面会)を要求したり、
自宅や学校などに誘い出そうとする行為



処罰の内容(例)

- ・1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
(面会要求等)
- ・実際に面会した場合は、より重い刑
(2年以下の拘禁刑または200万円以下の罰金)

※2023年(令和5年)刑法改正により新設されました。



性的姿態撮影等処罰法 (盗撮処罰)

性的な姿態をひそかに撮影する行為などを
処罰する法律です。

対象となる行為

- ・人の性的な姿態(下着・裸など)を、本人の同意なく
ひそかに撮影する行為(盗撮)
- ・撮影した画像・動画を提供・公表する行為
- ・提供目的で所持する行為



処罰の内容(例)

- ・3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金
(撮影行為)
- ・提供・公表した場合は、より重い刑
(5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金)
- ・提供目的の所持も処罰の対象



刑法改正後の変化

3

1-1-2-9 不同意性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



出典：令和7年版犯罪白書（以下、同様）

DV法&ストーカー規制法改正（2025年）

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から
受ける暴力のこと



DVの種類（例）



身体的暴力

殴る・蹴る・
物を投げつける
など



精神的暴力

怒鳴る・ののしる・
無視する・脅す
など



経済的暴力

生活費を渡さない・
仕事をさせない・
お金の使い道を
制限する など



性的暴力

同意のない
性的な行為を
強要する など

DVが心身に与える影響

- けが、慢性的な痛み、うつ、不安、PTSD など
- 自尊心の低下、社会とのつながりの喪失 など

ひとりで抱え込まず、
相談することが
大切です。



あなたは悪くありません。暴力は許されるものではありません。

ストーカー行為

特定の人に対して、つきまといや見張りなどを繰り返し行い、
相手に不安や恐怖を与える行為



ストーカー行為の例



つきまとう
（待ち伏せ・
後をつけるなど）



連続して電話・
メッセージを送る



プレゼントや
手紙を
繰り返し送る



自宅や職場の
周辺を
うろつく・監視する



写真やSNSでの
監視・無断撮影・
情報収集

ストーカー行為がもたらす影響

- 常に恐怖や不安を感じる
- 日常生活や仕事・学業に支障が出る
- 睡眠障害、うつ、不安障害などの原因になることも

少しでも不安を感じたら、
早めに相談・警察へ
連絡しましょう。



相手の気持ちや意思を尊重し、つきまといは絶対にやめましょう。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

接近禁止命令等の禁止行為の追加

- ▶ 「紛失防止タグ」(※1)を用いてDV被害者等の所在を把握する行為は、裁判所が出す**現行法の接近禁止命令等の禁止行為(※2)の対象外**
- ▶ 紛失防止タグを用いてDV被害者等の所在を把握する行為は、更なるDV被害や凶悪犯罪へと発展するおそれのある悪質性の高い行為
- ▶ **ストーカー行為等の規制等に関する法律(※3)**において、紛失防止タグを用いて所在を把握する行為を規制の対象とする改正を行うことを予定

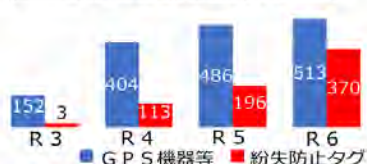
- ※1 紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置
- ※2 接近禁止命令等における禁止行為として、位置情報記録・送信装置（GPS機器等、自らの位置情報を記録し、又は送信する装置）の位置情報を取得する行為等を規制
- ※3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）において、ストーカー行為等の規制等に関する法律と同様に接近禁止命令等における禁止行為として規定する必要があるとして、位置情報の無承諾取得を新たに接近禁止命令等における禁止行為に追加



- ▶ 次の行為を**接近禁止命令等における禁止行為に追加**
 - ・ 紛失防止タグの位置情報を取得する行為（第10条第2項第10号関係）
 - ・ 紛失防止タグを取り付ける行為等（第10条第2項第11号関係）

【参考】警察に寄せられたストーカー事案

GPS機器等・紛失防止タグが用いられたストーカー事案の相談件数



事例

- 元交際相手が使用する車両に紛失防止タグを取り付け、位置情報を取得した上、つきまとい行為を行った。
- 離婚調停中で秘密避難している妻とその子どもの面会時に、紛失防止タグを入れたぬいぐるみをこどもに渡した。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加（第2条第3項）

- ▶ 昨今、「**紛失防止タグ**」(※1)を悪用して相手方の所在に関する情報を取得しようとする**ストーカー事案が増加**
- ▶ 紛失防止タグは、**改正前の法規制(※2)の対象外**

- ※1 紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置
- ※2 位置情報記録・送信装置（GPS機器等、自らの位置情報を記録し、又は送信する装置）の位置情報を取得する行為等を「位置情報無承諾取得等」として規制

- ▶ 次の行為を**位置情報無承諾取得等に追加**
 - ・ 紛失防止タグの位置情報を取得する行為
 - ・ 紛失防止タグを取り付ける行為等



その他

1 ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知（第6条）

探偵業者をはじめとする**第三者からストーカー行為等の相手方の所在等に関する情報を入手して、ストーカー行為等を行う事案が発生**

事例

避難中の相手方の実家の情報を探偵業者から入手した行為者が、当該実家に刃物を持って押し掛けた。

警察本部長等は、相手方情報保有者等(※)が、ストーカー行為等をするおそれがある一定の者に対してストーカー行為等の相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、**当該相手方情報保有者等に対し、**

- ・ **情報提供先がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知して、**
- ・ **情報提供を行わないよう求める**ことができることとする。

※ 警告又は禁止命令等を受けた違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者

2 職権での警告等（第4条・第5条）

改正前の法では、

- ▶ 警告をするには、違反行為の相手方の**申出が必須**
- ▶ 警告・禁止命令等を求める旨の**申出を受けた場合に限り、**警告・禁止命令等をした際の違反行為の相手方への通知を実施

- ▶ **職権での警告を創設**
- ▶ **申出を受けていなくても通知を実施**

3 ストーカー行為等の相手方に対する援助（第9条第3項）

- ▶ 改正前の法では、ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る**努力義務**の主体として、**ストーカー行為等が行われている地域の住民**を規定
- ▶ これまでストーカー行為等が行われていない**勤務先**や**学校**で被害に遭う事案が発生

事例

相手方の自宅付近を包丁を持ってうろついた行為者が、その約4か月後に相手方が通う高校に侵入し、包丁を所持して相手方を待ち伏せした。

- ▶ ストーカー行為等の相手方を**雇用する者**
- ▶ 当該相手方が**就学する学校の長**を努力義務の主体に**追加**

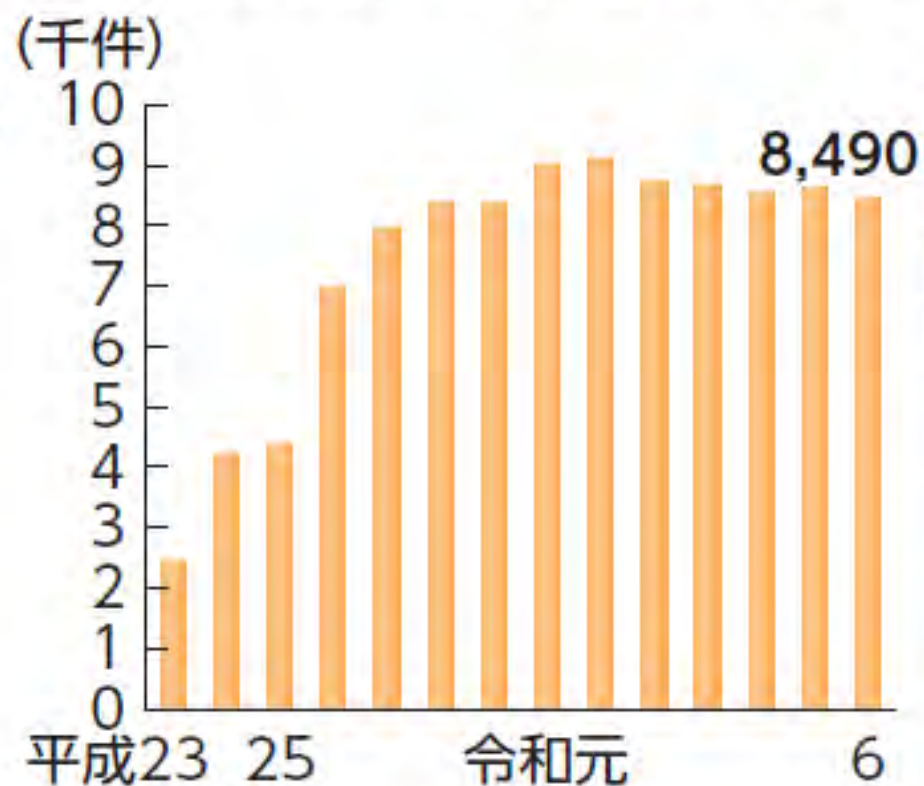
4 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等（第14条）

ストーカー行為等の相手方が転居した場合を念頭に、**当該相手方の当該違反行為が行われた時における住居の所在地を管轄する都道府県公安委員会等**を禁止命令等の主体に**追加**

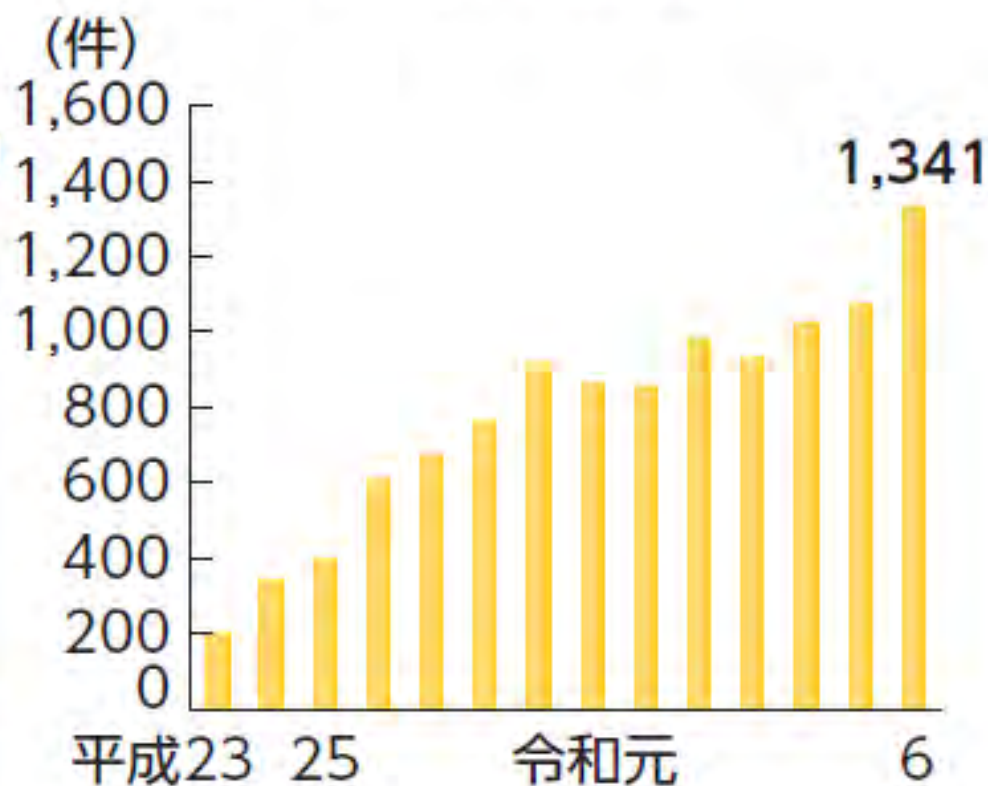
DV認知件数は横ばい、ストーカー事案は増加中

(平成23年～令和6年)

② 配偶者からの暴力事案等



③ ストーカー規制法



提言3
(スライド10)の
イメージ

セクハラは、あらゆる場面で起きている

立場や組織の大小にかかわらず、セクハラは許されない



しかし、日本では、法律上のセクハラの定義も刑罰も存在しない！

インターネット上の性暴力

- ➡ ディープフェイクポルノ
- ➡ SNSの利用に起因する性犯罪
- ➡ 性的画像被害 etc.

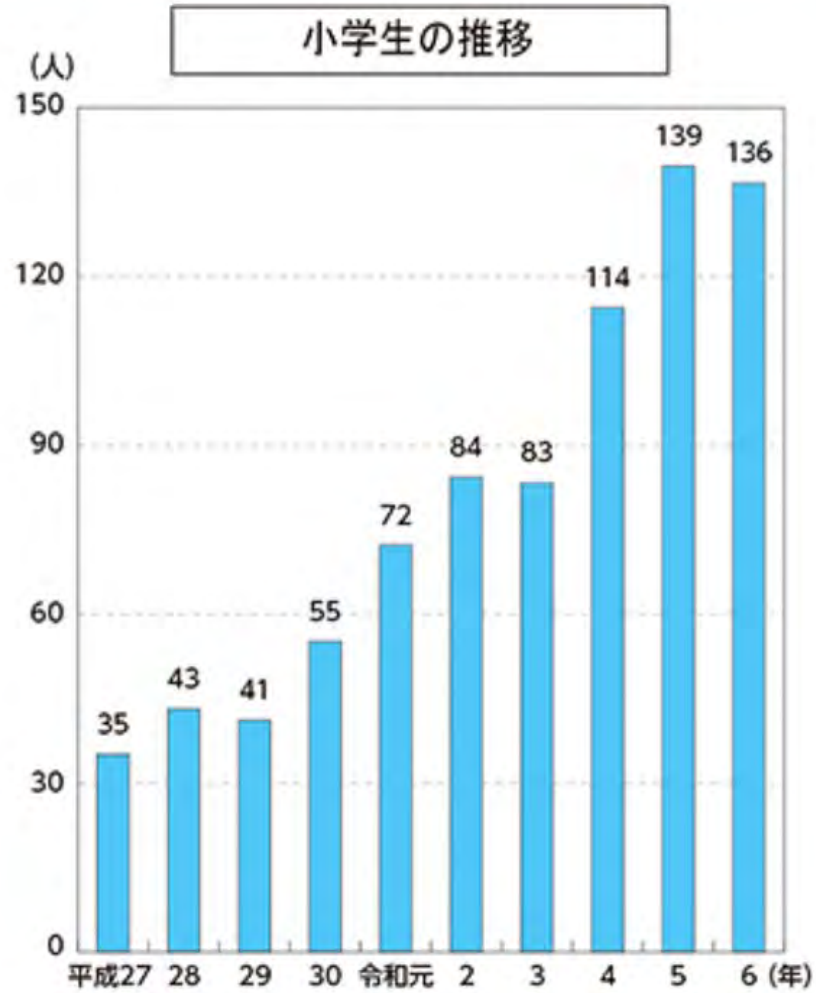
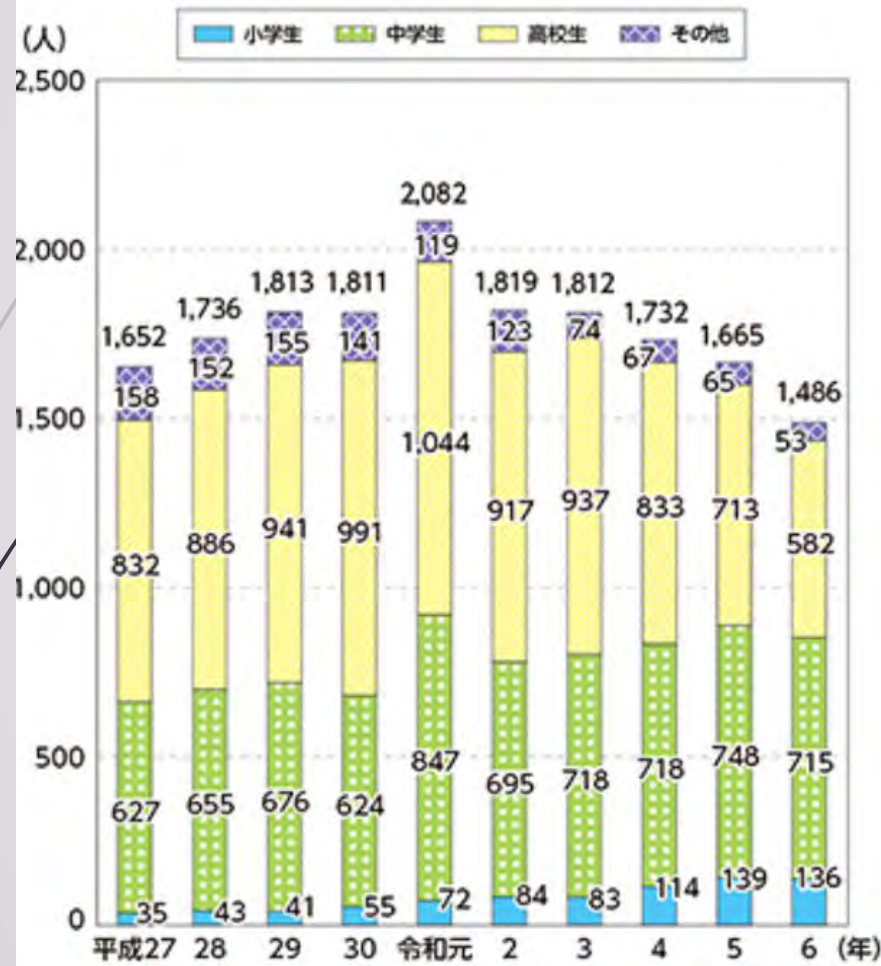


(画像出典：[若年層の性暴力被害予防月間 | 内閣府男女共同参画局](#))

児童の性的搾取

9

図表特-7 SNSに起因する事犯の学職別被害児童数及び小学生の被害児童数の推移（平成27年（2015年）～令和6年）



出典：令和7年版警察白書「特集 SNSを取り巻く犯罪と警察の取組」

提言3 ジェンダーに基づく差別・暴力の防止を、予防、加害者処罰、被害者救済の各段階においてさらに強化するべきである。

- 従来の基本計画において「**女性に対する暴力は重大な人権侵害である**」という認識の下、様々な施策・法改正が行われ、一定の**成果**はあった。しかし、近年有名芸能事務所の元経営者や芸能人の**性加害ニュース**が国際的にも批判され、**自衛隊や検察組織等の公的機関や民間企業・大学（研究機関）**等における**セクシュアル・ハラスメント**、**就活セクハラ**等も社会問題化している。**国会や地方議会**におけるセクハラ対策も進んでいない。女性に対する**暴力の背景**には**女性差別・ジェンダーに基づく差別がある**ことを正面から認め、**暴力の予防、被害者救済、加害者処罰**のために、ジェンダーに基づく**差別を包括的に禁止する包括的差別禁止法**の制定も検討するべきである。

（提言要旨）

提言3の特徴

- ➡ 「提言3」は何を求め、**第6次男女共同参画基本計画（以下、第6次計画）**にはどこまで反映されたのか
- ➡ **提言3は二層構造**
 - (1) **暴力防止施策**の充実 ←従来から存在
- ➡ **予防**
- ➡ **加害者処罰**
- ➡ **被害者救済（支援）**
 - (2) **暴力の根本原因**への対応 ←提言の**新規性**
- ➡ **ジェンダー差別**を**暴力の背景**と位置付ける
- ➡ **包括的反差別（差別禁止）法**の検討

提言3の中で、第6次計画で採用された内容

提言3の内容	第6次計画での扱い	評価
暴力防止を重点政策とする	第6分野として採用	◎
性犯罪・性暴力対策	採用	◎
DV対策	採用	◎
セクハラ対策	採用（セクハラへの罰則なし）	○
被害者支援	採用	◎
ワンストップ支援	継続・充実	○
就活セクハラ対策	一部採用	○
包括的反差別法	採用されず	×
ハラスメント禁止法	採用されず	×
暴力の背景をジェンダー差別と位置付ける理念	明示されず（「ジェンダーに基づく暴力」との記載のみ）	×
ワンストップ支援センターの法制化・恒久財源	採用されず	△

提言より踏み込んだ（発展した）点

- ➡ 第2部 政策編 「Ⅰ 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」の中の
「第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進」と「第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」において、
 - ➡ インターネット上の性暴力、デジタル空間での被害
 - ➡ ディープフェイクポルノ
 - ➡ SNSの利用に起因する性犯罪
 - ➡ 性的画像被害
- ※デジタル社会への対応は提言以上に発展

採用されなかった内容

- ➡ 包括的**反差別（差別禁止）**法
- ➡ 暴力の原因を「**ジェンダー差別**」と位置付ける**理念**
- ➡ **ハラスメント禁止法**
- ➡ **ワンストップ支援センターの法制化・恒久財源**
- ➡ （**提言5**だが、**提言3**にも関係するもの）**セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ**の保護、そのための
- ➡ （**提言5**）**包括的性教育**の推進（「**生命の安全教育**」への言い換え←しかし、「**性**」という言葉避けながら、「**性**」について教えたり、「**性犯罪**」防止を教えることが可能なのか？）

※（現在も行っている）**施策は採用**され、（課題を根本的に解決し得る）**理念・法制度は採用されなかった**

まとめ

- ➡ **暴力防止施策**は第6次基本計画に**広く反映**された（従来同様）
- ➡ **被害者支援・予防・加害者処罰（法改正等）**はさらに**充実**一方で、
- ➡ **ジェンダー差別**を**暴力の根本原因**と捉える考え方
- ➡ それを**根本から規制**する**包括的反差別法**による法的対応は**採用されず**

※第6次基本計画は「**施策中心**」の計画であり、提言3が目指した「**構造的なジェンダー差別の解消**」という**理念**までは十分には反映されていないことが、両者の最も大きな相違点

結論

- ➡ 「政策目標や施策の方向性を示す行政計画」としての第6次計画の性格と、「制度改革を含めた中長期的政策提案」としての日本学術会議提言の性格の相違あり

※しかし、理念や施策、方向性を示し続けた30年の成果は**限定的**（WEFのGGGIの低迷、性暴力の蔓延等）

⇒今こそ、**抜本的制度改革**の時期では？

- ➡ 「差別」アレルギー、「人権」アレルギーをなくす
- ➡ **罰則**を含む**禁止法**（ハラスメント禁止法、包括的反差別法等）を整備し、**実効性**のある**根本的対策**を！！

▶ ご清聴ありがとうございました！

